

証券コード 5035

2023年3月10日

(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

# 株 主 各 位

東京都新宿区津久戸町1番8号  
神楽坂AKビル9階  
H O U S E I 株 式 会 社  
代表取締役社長 菅 祥 紅

## 第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.housei-inc.com/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービスウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2023年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町1番8号神楽坂AKビル  
当社本社 8階会議室
3. 報 告 事 項
  1. 第27期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
4. 決 議 事 項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎ 重複して議決権を行使された場合の取扱いについては、後述の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

# 議決権行使方法のご案内

---



## ○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後6時必着



## ○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

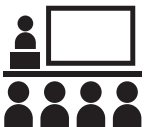
行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後6時まで



## ○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後6時まで



## ○株主総会へのご出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、電子提供措置事項にアクセスするための資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

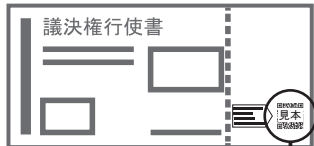
株主総会日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 「スマート行使」によるご行使について

- ①スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトへアクセスする

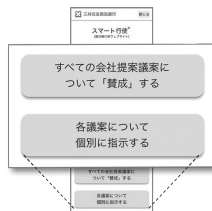


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ②以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意の上、アクセスをお願いいたします。

- ①議決権行使ウェブサイト  
へアクセスする



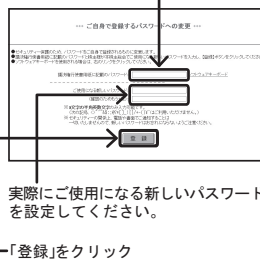
- ②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# ライブ配信及び事前質問受付のご案内

ご自宅等で、当社定時株主総会の様子をご覧くださいませようインターネット配信によりライブ配信を実施いたします。また、本総会に先立ち、インターネットにより事前にご質問をお受けいたしますので、以下の通りご案内申し上げます。

## 1. 株主総会ライブ配信日時について

2023年3月30日（木曜日）午前10時から株主総会終了時まで

（同日午前9時45分よりアクセス可能です）

## 2. 当日の視聴方法について

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」「郵便番号」をあらかじめご用意の上、以下の視聴用ウェブサイトURL、または二次元コードにアクセスをお願いいたします。（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください。）

### ◆視聴用ウェブサイト

<https://web.sharely.app/login/HOUSEI-27>

（全て半角です）

二次元コード  
（QRコード）はこちら

- ◆株主番号（半角9桁・ハイフンは不要です。）  
議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」  
（株主番号が8桁の株主様は株主番号の先頭に「0」をつけてください。）
- ◆郵便番号（半角7桁・ハイフンは不要です。）  
第27期定時株主総会招集ご通知送付先の「郵便番号」



### 3. 事前質問の受付について

株主様とのコミュニケーション向上のため、株主総会に関する事前のご質問（会社法第314条に基づく、ご出席株主様による質問権の行使としてのご質問とは異なるため、以下「質問」といいます。）を以下の方法により受け付けております。受け付けた質問につきましては、株主総会における正式なご発言とはなりません、株主総会当日にご紹介・ご回答させていただくことがございます。また、全てのご質問にはお答えできない場合があります。ご了承のほど、お願い申し上げます。

<受付期間>

2023年3月12日（日曜日）午前10時から2023年3月27日（月曜日）午後6時まで

<質問方法>

上記受付期間内に「2. 当日の視聴方法について」の手順で視聴用ウェブサイトログインします。

画面下の「質問」ボタンより、議案を選択し、報告事項及び決議事項に関する質問内容を150文字以内でご入力し「送信する」を押してください。

### 4. お願い・ご留意事項

- 本ライブ配信視聴は、会社法で定める総会出席に該当いたしません。議決権につきましては、どうか議決権行使書またはインターネットにより事前にご行使用くださいようお願いいたします。
- ライブ配信をご視聴いただく際には、株主様ご使用になるパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、やむを得ず中止・中断する場合がございます。
- 当日は、ご出席株主様のプライバシー保護に十分配慮し、議長席及び役員席を中心にライブ配信させて頂く予定です。
- 音声及び映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。

<株主総会当日のライブ配信の視聴方法、視聴不具合等に関するお問い合わせ先>

コインチェック株式会社 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話：03-6416-5286

受付日時：2023年3月30日（木曜日） 午前9:00～株主総会終了時まで

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ① 取締役会の監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更等を行うものであります。
- ② 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが認められたことに伴い、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化等につながる、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資する等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- ③ 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ④ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- ⑤ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ⑥ その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)  <b>第34条</b> 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)  <b>第35条</b> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <b>第32条</b> 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)  <b>第33条</b> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)  <b>第36条</b> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)  <b>第37条</b> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)  <b>第38条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除)  <b>第39条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  <b>第34条</b> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)  <b>第35条</b> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第40条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第43条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則) <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役 の責任免除等の経過措置)</u> 第1条 2023年3月開催の第27期定時株 主総会の終結前の会社法第423条 第1項の行為に関する監査役(監 査役であった者を含む。)の責任 の免除および監査役と締結済みの 責任限定契約については、なお同 定時株主総会の終結に伴う変更前 の定款の定めによる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数
1	かん しょうこう 管 祥紅 (1967年1月22日生)  (重任)	1989年9月 日本プロセス株式会社入社 1992年4月 住友金属工業株式会社入社 1996年3月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2000年8月 パワープリント株式会社設立 取締役 2000年11月 北京方正国際軟件有限公司 執行董事 2004年8月 方正璞華軟件(武漢)股份有限公司 法定代表人 2006年3月 株式会社シスイ 取締役 2014年5月 蘇州方正璞華信息技術有限公司 法定代表人 2017年9月 KSK合同会社設立 代表社員(現任) 2017年10月 方正株式(武漢)科技開發有限公司(現方株(武漢)科技有限公司) 董事(現任) 2018年6月 24ABC株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2018年10月 佰瑞翔鴻(香港)有限公司設立 法定代表人(現任) 2020年12月 北京瑞華贏科技发展股份有限公司 董事(現任)	0株
2	せき じりき 石 自力 (1966年1月16日生)  (重任)	1991年7月 武漢大学コンピュータ学部講師担当 1999年9月 武漢大学コンピュータ学部退職 1999年10月 東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系博士課程入学 2001年11月 東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系博士課程修了 2001年11月 当社入社 2003年4月 当社退職 2003年5月 Empress Software INC. 入社 2004年8月 同社退職 2004年9月 方正璞華軟件(武漢)股份有限公司入社 CTO 2017年12月 同社退職 2018年1月 方正株式(武漢)科技開發有限公司(現方株(武漢)科技有限公司) 入社 董事長(現任) 2022年3月 当社取締役(現任)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数
3	はにゆう ともりの 羽入 友則 (1964年11月4日生)  (重任)	1988年4月 株式会社リクルート入社 1999年3月 株式会社エイ・ティール・インタラクティブ入社 2000年8月 トランス・コスモス株式会社入社 2002年7月 当社入社(業務委託契約) C00兼CFO 有限会社キャットハンド設立 取締役(現任) 2005年10月 当社取締役兼執行役員 第3事業部、第4事業部担当 2006年9月 当社取締役兼執行役員 第4事業部担当 2007年7月 当社取締役管理本部担当兼グループ経営戦略室長 2008年3月 当社取締役管理本部長 2013年12月 当社退職(業務委託契約終了) 2014年1月 パーク24株式会社入社 2015年8月 株式会社アイノグラフィックス入社 CFO兼CEO代行(業務委託契約) 2016年10月 当社入社(業務委託契約) 執行役員管理本部長(現任) 2018年6月 24ABC株式会社 監査役(現任) 2021年3月 当社取締役(現任)	100株
4	た な か じゅん 多名賀 淳 (1963年5月8日生)  (新任)	1988年4月 株式会社リクルート入社 2004年3月 同社退職 2005年1月 株式会社テレマーケティングジャパン入社 2007年7月 同社退職 2007年8月 丸善株式会社(現丸善雄松堂株式会社)入社  2022年3月 同社退職 2022年4月 当社入社 執行役員(技術担当兼プロフェッショナルサービス事業部副事業部長)(現任)	0株
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数

5	<small>きくち たけし</small> 菊池 武志 (1959年4月27日生)  (重任)	1983年4月	伊藤忠商事株式会社入社	0株
		1991年3月	有限会社丸子興業 取締役	
		1999年4月	伊藤忠商事株式会社退職	
		1999年5月	株式会社インターネットイニシアティブ 入社	
			株式会社アイアイジェイテクノロジー 出向 営業部部長	
		1999年6月	株式会社インターネットイニシアティブ 退職	
			株式会社アイアイジェイテクノロジー 入社 営業部部長	
		2000年4月	同社営業・企画統轄本部本部長代行	
		2001年6月	同社取締役営業・企画統轄本部本部長代行	
		2002年4月	同社取締役営業統轄本部本部長	
		2003年6月	同社常務取締役営業統轄本部長	
		2004年4月	同社取締役副社長 営業統轄本部長	
		2004年9月	株式会社アイアイジェイ フィナンシャル システムズ 代表取締役社長	
		2005年10月	同社 代表取締役社長退任 株式会社アイアイジェイテクノロジー 代表 取締役社長	
2010年6月	同社と株式会社インターネットイニシアティブの合併により、株式会社インターネットイニシアティブ入社 専務取締役			
2015年6月	株式会社シグマクス 社外取締役			
2018年6月	同社 社外取締役退任			
2021年6月	株式会社インターネットイニシアティブ 特別顧問 (現任) 当社 社外取締役 (現任)			
2021年7月	有限会社丸子興業 代表取締役 (現任)			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菊池武志氏は、長年に渡り上場企業の取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくために適任と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
3. 当社は、取締役候補者菊池武志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は菊池武志氏との間で、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任限度額は、定款のとおり会社法第423条第1項で定める法令に従います。菊池武志氏の選任が承認された場合、菊池武志氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。被保



険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有株式数
1	まつむら あきのぶ 松村 晶信 (1956年3月5日生)  (新任)	1979年4月 2000年10月 2001年4月 2005年3月 2008年3月 2011年3月 2021年10月	株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）入社 同社執行役員 同社取締役兼執行役員 同社取締役兼常務執行役員 同社常勤監査役 当社監査役（現任）	0株
2	いのうえ たかし 井上 隆司 (1956年8月24日生)  (新任)	1981年10月 1985年5月 1998年6月 2018年10月 2019年3月 2019年3月 2019年11月	監査法人サンワ・東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員就任 井上隆司公認会計士事務所開設 所長（現任） 共栄会計事務所パートナー就任（現任） アライドテレシスホールディングス株式会社取締役（監査等委員）（現任） アライドテレシス株式会社 監査役（現任） 株式会社ブロードバンドタワー 取締役（監査等委員）（現任） 当社監査役（現任）	0株
3	おけべ ゆうすけ 分部 悠介 (1977年1月5日生)  (新任)	2000年4月 2003年10月 2006年4月 2011年10月 2014年5月 2016年5月 2019年10月 2019年11月 2022年7月 2022年8月	株式会社電通入社 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 経済産業省模倣対策専門官 IP FORWARDグループ総代表（現任） IP FORWARD法律特許事務所 代表弁護士・弁理士（現任） 上海擁智商務諮詢有限公司 董事長・総経理（現任） IP FORWARD株式会社 代表取締役社長・CEO（現任） Animation Forward 代表取締役社長・CEO（現任） 株式会社ぬるぬる 代表取締役・CEO（現任） 当社監査役（現任） 株式会社JPNFT 代表取締役（現任） 株式会社めろめろ 代表取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松村晶信氏は、東証一部上場の情報システム企業の取締役及び常勤監査役としての経験を通じて当社事業領域に精通しており、事業経営の観点からも高い知見を有しているため、当社取締役会および監査役会において、俯瞰的な視座から積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年6ヶ月となります。
3. 井上隆司氏は、会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会及び監査役会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。
4. 分部悠介氏は、弁護士資格を有しており、専門的な知識と経験を有していることから、当社取締役会及び監査役会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。
5. 当社は、取締役候補者松村晶信氏、井上隆司氏及び分部悠介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は松村晶信氏、井上隆司氏及び分部悠介氏との間で、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任限度額は、定款のとおり会社法第423条第1項で定める法令に従います。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で取締役として上記責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、1996年3月16日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、金銭報酬として年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現金による役員賞与の支給（ただし、業績条件付株式報酬制度に基づく現金支給を除く。）は行わないものとし、報酬枠には使用人として職務を有する取締役の使用人分給与を含まないものとしたします。

この報酬限度額設定は、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の取締役の金銭報酬の限度額と同額であり相当と判断しております。また、当社は取締役会において取締役の報酬の方針を決定しており、その概要は事業報告に記載のとおりです。本議案をご承認いただいた場合も、当該方針を変更することは予定しておりません。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬限度額は、2001年3月29日開催の第5期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、現在の監査役の報酬限度額の定めに加え、監査等委員である取締役の報酬限度額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、業績に連動する要素は含めないものとしたします。この報酬限度額設定は、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の監査役の報酬限度額と同額であり相当と判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

# 事業報告

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスパンデミックの3年目を迎え、外出制限の緩和等による需要の回復もみられましたが、逆に中国ではゼロコロナ政策の継続、ロックダウンによる物流の混乱なども発生し、また、ウクライナ情勢の影響等による資源やエネルギー価格の高騰、円安の進行等による物価上昇傾向などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループが属する情報通信産業の市場規模は、2019年に全産業の10.4%（名目国内生産額ベース）を占めていたものが、2020年には10.7%とさらにシェアが拡大しております（総務省「情報通信白書令和4年版」）。企業のDX化推進、既存システムの更新に向けたIT投資は引き続き積極的に行われるものとみております。

このような状況のもと、当社は当社グループの研究開発投資及び人材採用・開発投資に向けた資金を調達するため、2022年7月28日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は4,253,916千円と前年同期と比べ151,802千円（3.7%）の増収、営業利益は184,799千円と前年同期と比べ18,164千円（8.9%）の減益、経常利益は198,788千円と前年同期と比べ86,040千円（30.2%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は134,705千円と前年同期と比べ136,737千円（50.4%）の減益となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

#### ① 情報システム事業

新聞社や出版社をはじめとするメディア業界向け情報システム開発・運用・保守事業（メディア事業）、製造業・金融業等の各種事業者向けの情報システム開発・運用・保守事業（プロフェッショナルサービス事業）及び自社開発の情報システム・ソフトウェア・クラウドサービスを提供する事業（プロダクト推進事業）を展開しております。売上高は4,126,593千円と前年同期と比べ98,902千円（2.5%）の増収、セグメント利益は235,520千円と前年同期と比べ19,643千円（9.1%）の増益となりました。

売上高の内訳は、メディア事業2,071,039千円（前年同期比19.2%減）、プロフェッショナルサービス事業1,815,701千円（前年同期比17.2%増）、プロダクト推進事業40,148千円（前年同期比563.7%増）、その他（進捗度に応じて収益

を認識する未完成プロジェクト売上高の増減等) 199,704千円 (前年同期は△91,582千円) であります。

② 越境EC事業

中国の消費者向けに日本製品を販売し、そのためのクラウドサービスを提供する事業を行っております。売上高127,322千円 (前年同期比71.1%増)、セグメント損失は50,720千円 (前年同期は12,912千円の損失) となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は46,624千円であり、その主な内容は電子設備 (コンピューターなど) の入替などにより工具器具備品が36,153千円増加したことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による850,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による271,900株の新株発行により、412,859千円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 既存顧客の深耕及び主要顧客の拡大

安定した持続的な成長を続けるためには、顧客基盤の拡大が必要だと考えております。現在の主要顧客に対しては、これまでの長年の取引によって蓄積したノウハウと信頼関係をもとに、新たな領域の受注等、更なる深耕を図ります。加えて、ヘルスケア、不動産、インターネット広告等の既存優良顧客に近い業界をターゲットに、ノウハウや実績の横展開を図り、新たな柱となる主要顧客の拡大も目指してまいります。

## ② 品質・サービスレベルの向上

お客様との信頼関係を構築するためには、常に安定した品質とサービスを提供し、お客様に安心していただくことが重要になります。品質・サービスレベルの向上に向けて、社員教育、マネジメント向け教育を強化し、中核となるプロジェクトマネージャを育成してまいります。加えて、プロジェクト管理の専門部署を通じて、受注前の見積り審査や受注後のプロジェクト進捗確認及び完成後の総括会等を行うことで、品質・サービスレベルの向上を図ってまいります。

## ③ 最新技術の習得

当社グループ事業を取り巻く環境は急速に変化しており、先進性を維持することが肝要と考えております。研究開発を確実に遂行するとともに、2020年に発足させた技術委員会をより充実させ、全社の技術レベルの更なる向上を目指してまいります。

## ④ プロダクト化・サービス化の推進

昨今は、1つのサービスをより多くのお客様にお届けすることが主流となっております。当社でもオーダーメイド製品からの脱却を図るべく、プロダクト化・サービス化を推進し、展開することが重要と考えております。既存取引先と取り組んでいる「新聞組版システムの共通化」を通じて、お客様のDXを牽引してまいります。また、当社自身のDXにも取り組み、ノウハウやコア技術を活用したプロダクト・サービスの展開に取り組んでまいります。

## ⑤ 経営管理・内部管理体制の強化

経営に対する公平性及び透明性の担保、また、会社経営を脅かす問題・違反を防止し、法令・企業理念が遵守できる組織にするために、経営管理体制・内部管理体制の強化が重要と認識しております。引き続き公平性と透明性、効率性、並びに、健全性を保つことができる組織を維持するために、コーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んでまいります。

## ⑥ 働き方改革の推進

働きやすい環境を整え、社員のワーク・ライフ・バランスやモチベーションの向上を図ることは、結果として社員の生産性や帰属性を高め、優秀な人材の確保に繋がると考えているため、働き方改革の推進を重要課題と認識しております。

ワーク・ライフ・バランスの観点からは、今まで推進してきた開発環境のクラウド化を引き続き推進し、物理的制約から社員を解放してまいります。モチベーション向上の観点としては、オンライン学習システムの導入や、中国拠点との人材交流を通じて社員のレベルアップを後押しし、達成感を感じられる職場となるよう取り組んでまいります。

## ⑦ M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、人材の獲得、関連技術の獲得及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第25期 2020年12月期	第26期 2021年12月期	第27期 2022年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	3,399,769	4,102,113	4,253,916
経 常 利 益 (千円)	270,229	284,829	198,788
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	219,665	271,442	134,705
1株当たり当期純利益	37円21銭	45円98銭	21円16銭
総 資 産 (千円)	3,389,300	3,923,094	4,227,402
純 資 産 (千円)	1,942,380	2,354,362	2,954,150

(注) 1. 第25期(2020年12月期)より連結計算書類を作成しているため、第24期(2019年12月期)については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第24期 2019年度	第25期 2020年度	第26期 2021年度	第27期 2022年度 (当期)
売 上 高 (千円)	3,013,305	3,351,004	3,909,220	4,121,613
経 常 利 益 (千円)	202,804	270,708	227,752	172,500
当 期 純 利 益 (千円)	24,305	188,003	211,891	43,584
1株当たり当期純利益	4円12銭	31円84銭	35円89銭	6円85銭
総 資 産 (千円)	3,007,246	3,442,952	3,465,979	3,569,389
純 資 産 (千円)	1,712,328	1,900,331	2,112,222	2,569,217

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況



会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
方株（武漢）科技有限公司	693,127千円	100.0%	ソフトウェアの開発
24ABC株式会社	75,000千円	51.0%	電子商取引事業、 通信販売業務

- (注) 1. 方株泰克（武漢）信息技術有限公司は、2022年6月9日付で方正株式（武漢）科技開発有限公司を存続会社とする吸収合併により消滅しています。
2. 方正株式（武漢）科技開発有限公司は、2022年9月28日付で方株（武漢）科技有限公司に商号変更いたしました。
3. 当社は、2023年1月1日付で24ABC株式会社の少数株主持分49%を全て取得しました。これにより同社は当社の100%子会社となりました。

(11) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、当期末現在、当社、連結子会社2社（国内1社、海外1社）により構成されており、情報システム事業、越境EC事業の2つのセグメントにて事業展開を行っております。当区分はセグメント情報の区分と一致しております。

① 情報システム事業

システムインテグレーションを主体として、受託システム開発、自社で開発・制作したソフトウェア・クラウドサービス等を販売するプロダクト販売等を行っております。

② 越境EC事業

中国の消費者向けに日本の製品を販売する越境ECショップが開設できるECプラットフォームを提供しております。また、中国の個人輸入代行業者向け越境ECサービスとして化粧品、日用雑貨等の日本の消費財の販売を行っております。

(12) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

② 子会社

24ABC株式会社	東京都新宿区
方株（武漢）科技有限公司	中国湖北省武漢市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
345名	18名増

(注) 1. 従業員数には、1年以上の有期雇用契約社員と、当社グループ外から当社グループ

への出向者が含まれており、当社グループから当社グループ外への出向者は含まれておりません。

2. 従業員数には、臨時従業員39名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155名	3名減	41.6歳	8.6年

(注) 1. 従業員数には、1年以上の有期雇用契約社員と、当社外から当社への出向者が含まれており、当社から当社外への出向者は含まれておりません。

2. 従業員数には、臨時従業員28名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	240,000
株式会社三井住友銀行	125,819
株式会社三菱UFJ銀行	70,012
株式会社東京スター銀行	69,400

(注) 株式会社みずほ銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還額30,000千円を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月28日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は631,965,398円となりました。

## 2. 株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 23,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,026,000株  |
| (3) 株主数      | 3,408名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
BAIRUIXIANGHONG (HONG KONG) CO., LIMITED	1,997,000株	28.4%
KSK合同会社	1,815,500株	25.8%
EPSホールディングス株式会社	900,000株	12.8%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	301,100株	4.3%
メディカル・データ・ビジョン株式会社	187,500株	2.7%
日本証券金融株式会社	49,800株	0.7%
王 港	33,000株	0.5%
J Pモルガン証券株式会社	31,900株	0.5%
細郷 和幸	30,700株	0.4%
松本 幸則	30,000株	0.4%

### (5)その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年7月27日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が850,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ156,400千円増加しております。
- ② 2022年8月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が271,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,029千円増加しております。

## 3. 当社の新株予約権に関する事項

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

#### ① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の種類及び 数	発行 価額	行使 価額	行使期間

第2回新株予約権 (2018年12月28日)	102,400個	普通株式 102,400株	無償	800円	2020年12月29日 ～2028年12月28日
第3回新株予約権 (2018年12月28日)	6,800個	普通株式 6,800株	無償	800円	2020年12月29日 ～2028年12月28日
第4回新株予約権 (2021年6月21日)	122,500個	普通株式 122,500株	無償	800円	2023年7月1日 ～2031年6月30日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外 取締役を除く)	第2回新株予約権	15,000個	15,000株	1名
	第3回新株予約権	4,000個	4,000株	1名
	第4回新株予約権	18,000個	18,000株	2名
社外取締役	第4回新株予約権	1,600個	1,600株	2名
監査役	第4回新株予約権	1,600個	1,600株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	管 祥 紅	KSK合同会社 代表社員 24ABC株式会社 代表取締役社長 佰瑞翔鸿(香港)有限公司 法定代表人 方株(武漢)科技有限公司 董事 北京瑞華嬴科技发展股份有限公司 董事
取 締 役	石 自 力	方株(武漢)科技有限公司 董事長
取 締 役	羽 入 友 則	執行役員 管理本部長 24ABC株式会社 監査役 有限会社キャットハンド 取締役

取締役	腰塚 國博	イオンモール株式会社 社外取締役 東急建設株式会社 社外取締役 株式会社エフ・シー・シー会社 社外取締役 株式会社ウィルグループ 社外取締役
取締役	菊池 武志	株式会社インターネットイニシアティブ 特別顧問 有限会社丸子興業 代表取締役
常勤監査役	松村 晶信	—
監査役	井上 隆司	共栄会計事務所パートナー 井上隆司公認会計士事務所 所長 アライドテレシスホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員) アライドテレシス株式会社 監査役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 (監査等委員)
監査役	分部 悠介	IP FORWARDグループ 総代表 IP FORWARD法律特許事務所 代表弁護士・弁理士 上海擁智商務諮詢有限公司 董事長・總經理 IP FORWARD株式会社 代表取締役社長 JC FORWARD 代表取締役社長・CEO Animation Forward 代表取締役社長・CEO 株式会社ぬるぬる 代表取締役・CEO 株式会社めろめろ 代表取締役 株式会社JPNFT 代表取締役

- (注) 1. 腰塚 國博氏、菊池 武志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 松村 晶信氏、井上 隆司氏、分部 悠介氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役 腰塚 國博氏、菊池 武志氏及び監査役 松村 晶信氏、井上 隆司氏及び分部 悠介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 董事は取締役 に相当します。  
5. 監査役 井上 隆司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 監査役 分部 悠介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、知的財産権及び中国法に関する相当程度の知見を有しております。  
7. 篠崎弘美氏は、2022年3月31日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。  
8. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	福島 知美子	営業統括兼広報・マーケティング室長兼プロダクト事業室担当
執行役員	多名賀 淳	技術担当兼プロフェッショナルサービス事業部副事業部長
執行役員	古市 健	関係会社支援室長
執行役員	向山 岳男	メディア事業部長
執行役員	九鬼 泰昭	プロフェッショナルサービス事業部長
執行役員	河田 京三	DX推進室長
執行役員	友野 史宇	開発本部長
執行役員	胡 奎	方株(武漢)科技有限公司担当

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等について、「取締役の報酬等の決定方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等及び株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題とする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役立、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に

## 関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は当面設定しない。

### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等の割合（％）は、現時点では100：0：0とする。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし（※）、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役報酬の総額が株主総会決議により2億円以内、取締役の員数が定款で最大8名とされていることに鑑み、下記の範囲内で決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の適切な関与・助言を求めるものとする。

① 年間報酬総額が1人あたり3,000万円以内の取締役が4名以内

② 上記以外の取締役については年間報酬総額が1人あたり2,000万円以内

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

※ 委任を受けた者の氏名は菅祥紅であります。委任の理由は、上記方針の範囲内で代表取締役社長の裁量を認めることが、会社経営上望ましいと判断したためであります。

### ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連 動報酬	非金銭報 酬等	
取締役 (うち社外取締役)	44,820 (2,400)	44,820 (2,400)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	—	—	3 (3)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1996年3月16日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2001年3月29日開催の第5期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3. 上記支給額のほか、2022年3月31日開催の第26期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して19,200千円支給しております。

4. 無報酬の取締役が1名いるため、開示対象員数6名に対して、支給員数5名となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分・氏名	兼職先及び兼職内容	兼職先との関係
社外取締役 腰塚 國博	イオンモール株式会社 社外取締役 東急建設株式会社 社外取締役 株式会社エフ・シー・シー会社 社外取締役 株式会社ウィルグループ 社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 菊池 武志	株式会社インターネットイニシアティブ 特別顧問 有限会社丸子興業 代表取締役社長	株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、システム開発の受託等の取引関係があります。 その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役 井上 隆司	共栄会計事務所パートナー 井上隆司公認会計士事務所 所長 アライドテレシスホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員) アライドテレシス株式会社 監査役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 (監査等委員)	各社と当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役 分部 悠介	IP FORWARDグループ 総代表 IP FORWARD法律特許事務所 代表弁護士・弁理士 上海擁智商務諮詢有限公司 董事長・総経理 IP FORWARD株式会社 代表取締役社長 JC FORWARD 代表取締役社長・CEO Animation Forward 代表取締役社長・CEO 株式会社ぬるぬる 代表取締役・CEO 株式会社めろめろ 代表取締役 株式会社JPNFT 代表取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。



### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	主な活動状況
社外取締役 腰塚 國博	<p>腰塚 國博氏は、当事業年度開催の取締役会には、24回中22回（定例取締役会12回中10回、臨時取締役会12回中12回）出席しています。</p> <p>会社経営に対する幅広い知識と高い識見に基づき、客観的・専門的見地から実効性のある助言、サポートを社外取締役としていただいております。また、議案審議等の必要な発言を適宜行っております。</p>
社外取締役 菊池 武志	<p>菊池 武志氏は、当事業年度開催の取締役会には、24回中24回（定例取締役会12回中12回、臨時取締役会12回中12回）出席しています。</p> <p>経営者としてのIT業界に対する幅広い知識と専門的見地並びに社外取締役としての独立性を持った立場から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言や議案審議等に関する提示を適宜行っております。</p>
常勤社外監査役 松村 晶信	<p>松村 晶信氏は、当事業年度開催の取締役会には、24回中24回（定例取締役会12回中12回、臨時取締役会12回中12回）出席しています。</p> <p>常勤社外監査役として、他の監査役と緻密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。また、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役 井上 隆司	<p>井上 隆司氏は、当事業年度開催の取締役会には、24回中24回（定例取締役会12回中12回、臨時取締役会12回中12回）出席しています。</p> <p>主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役 分部 悠介	<p>分部 悠介氏は、当事業年度開催の取締役会には、24回中24回（定例取締役会12回中12回、臨時取締役会12回中12回）出席しています。</p> <p>弁護士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

④ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額  
 該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する記載内容に対する意見  
 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である方株（武漢）科技有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (7) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりです。

- (1) 取締役、使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制
  - ① 公正な経営を実現するために、当社の取締役及び使用人は、当社が上場会社であることを自覚し、法令を遵守することを徹底させるために、会議等における説明、研修会等を実施する。
  - ② 別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令及び社内規程に則り、保存及び管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
個々の損失の危険（財務、法務、環境、災害等のリスク）の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役が、それぞれ損失の危険の管理（体制を含む）に関する社内規程を作成し、適切な管理体制を構築する。
- (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
  - ① 当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うための仕組みとして、取締役会に加え、必要に応じ、執行役員会、部門会議、委員会等を設置する。
  - ② 各部門及びグループ会社から量的及び質的目標を提出させ、明確な目標値を付与の上、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 別途定める社内規程に基づき、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
  - ② グループ会社の経営については自主性を尊重するが、別途定める社内規程に基づき、グループ会社について適切な管理を行い、グループ会社から経営上の重要な事項について報告を行わせ、必要に応じ、グループ会社と事前協議を行う。
  - ③ 別途定める社内規程に基づき、内部監査室は、各部門及びグループ会社に監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査室及び管理本部の構成員を主体に補助使用人とする。
- (7) 監査役の補助使用人の独立性
  - ① 監査役の補助使用人の人事異動は、事前に監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役の補助使用人の人事評価について、監査役会は必要に応じて意見を述べることができる。

- ③ 監査役の補助使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (8) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
  - ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に必要な報告及び情報提供を行う。
  - ② 当該報告をした者への不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- (9) その他監査役監査の実効性を確保するための体制
  - ① 代表取締役は、当社グループが対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と意見交換を行う。
  - ② 監査役は、必要に応じ、内部監査室及び会計監査人の監査法人と意見交換を行い、内部監査室には調査及び報告を求める。
  - ③ 内部監査室、管理本部等所属の使用人が協力し、補助する。
  - ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、監査役の請求に従い、速やかに行う。

## 7. 反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力等排除規程」並びに「反社会的勢力等対応要領」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」を定め、当社並びに当社の役員及び社員が反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止に資するとしております。

また、当社グループはコンプライアンス方針において反社会的勢力との断絶を宣言しているほか、「倫理規程」において、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力の団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを定めております。役員及び社員は、反社会的勢力による関与や被害を防止するため、会社が定める基本的な理念や具体的な対応を遵守しなければならないとしております。

反社会的勢力排除に対する対応方法等については「反社会的勢力等対応要領」を定め、国や地方公共団体等が制定・公表する法令、ガイドライン等の最新情報の継続的な確認、及び警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会その他専門機関が主催するセミナーへ出席するなど情報収集に努め、役員及び社員へ周知しております。また、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役の職務遂行に関する事項

取締役会規程をはじめとした社内規程等を定め、取締役が法令並びに定款に則して意思決定、行動をするよう徹底しております。当事業年度において取締役会を24回開催し、各議案についての適切な審議、業務執行の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成される執行役員会を開催し、業務執行の効率性を確保しております。

#### (2) 監査役の職務遂行に関する事項

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役は取締役会への出席、及び常勤監査役による執行役員会やその他の重要会議への出席を通じ、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで内部統制システム全般をモニタリングしております。

#### (3) コンプライアンス、リスク管理に関する事項

代表取締役は当事業年度においてリスク管理委員会を開催し、全社的なリスク管理を行い、状況に応じて適宜対処しております。

また、執行役員会出席者により構成されるコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する知識、情報の周知徹底を行っております。

#### (4) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

新規の取引先に対して取引時の事前確認を実施しており、既存取引先についても年1回の確認を行っております。また、特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会等に加盟し、定期的な情報収集を実施しました。

### 9. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

### 10. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当は株主に対する利益還元手段として経営の重要課題であると認識しております。したがって、将来の研究開発、事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを踏まえて、配当を実施していくことを基本方針といたします。

当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としてお

りますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、2023年2月13日開催の取締役会において、1株あたりの配当金を3円00銭とする、剰余金の処分に関する決議をいたしました。

内部留保資金については、将来の研究開発、事業展開と経営基盤の強化のための資金として有効に活用していく所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,860,358	流動負債	725,668
現金及び預金	1,575,552	支払手形及び買掛金	176,312
受取手形及び売掛金	796,292	1年内償還予定の社債	30,000
契約資産	304,437	1年内返済予定の長期借入金	100,200
商品及び製品	12,910	リース債務	1,177
仕掛品	50,465	未払法人税等	34,090
原材料及び貯蔵品	483	未払金	28,888
前渡金	1,151	未払費用	81,233
前払費用	54,826	前受収益	123,679
短期貸付金	1,160	賞与引当金	86,264
その他	63,421	受注損失引当金	6,202
貸倒引当金	△342	その他	57,619
固定資産	1,366,590	固定負債	547,583
有形固定資産	823,076	長期借入金	375,031
建物及び構築物	815,031	リース債務	4,889
工具、器具及び備品	212,634	退職給付に係る負債	153,796
減価償却累計額	△204,590	その他	13,866
無形固定資産	420,012		
のれん	405,036		
ソフトウェア	14,975		
投資その他の資産	123,501		
投資有価証券	8,673	負債合計	1,273,251
長期貸付金	853		
破産更生債権等	81,000	純資産の部	
繰延税金資産	48,854	株主資本	2,824,490
長期前払費用	41,001	資本金	631,965
敷金及び保証金	19,079	資本剰余金	1,103,443
その他	5,040	利益剰余金	1,089,081
貸倒引当金	△81,000	その他の包括利益累計額	129,660
繰延資産	452	その他有価証券評価差額金	471
社債発行費	452	為替換算調整勘定	129,188
		純資産合計	2,954,150
資産合計	4,227,402	負債・純資産合計	4,227,402

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,253,916
売上原価		3,099,960
売上総利益		1,153,956
販売費及び一般管理費		969,156
営業利益		184,799
営業外収益		
受取利息	5,577	
為替差益	12,317	
補助金収入	14,381	
その他	1,084	33,360
営業外費用		
支払利息	7,580	
社債発行費償却	2,018	
上場関連費用	9,359	
その他	413	19,372
経常利益		198,788
特別利益		
リース解約益	485	
事業構造改善引当金戻入額	19,041	19,526
特別損失		
役員退職功労金	19,200	
固定資産除却損	654	19,854
税金等調整前当期純利益		198,460
法人税、住民税及び事業税	25,955	
法人税等調整額	37,800	63,755
当期純利益		134,705
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		134,705

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	425,495	896,973	954,376	2,276,845
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	206,469	206,469		412,939
親会社株主に 帰属する当期純利益			134,705	134,705
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	206,469	206,469	134,705	547,644
当 期 末 残 高	631,965	1,103,443	1,089,081	2,824,490

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	—	77,516	77,516	2,354,362
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				412,939
親会社株主に 帰属する当期純利益				134,705
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	471	51,671	52,143	52,143
当 期 変 動 額 合 計	471	51,671	52,143	599,787
当 期 末 残 高	471	129,188	129,660	2,954,150

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

24ABC(株)

方株(武漢)科技有限公司

(注) 方株泰克(武漢)信息技术有限公司は、2022年6月9日付で方株(武漢)科技有限公司を存続会社とする吸収合併により消滅しています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚卸資産

a. 商品・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b. 製品・仕掛品

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法)を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額資産については、法人税法の規定に基づく3年の均等償却を行っております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

工具、器具及び備品 3～10年

### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ③ 受注損失引当金

ソフトウェア請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失発生見込額を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

① 請負契約に係る収益認識

顧客との請負契約に基づいて目的物を引き渡す義務を負っています。当該履行義務は原則として一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積もり方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約の内容がシステム基本設計書作成業務又はプログラム作成業務である場合において、当該契約が他の契約と結合されない場合は、一時点で充足される履行義務として、顧客検収時に収益を認識しております。

② プロダクト販売に係る収益認識

プロダクト販売契約は、顧客との契約に基づいてプロダクトを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は一時点で充足される履行義務と判断し、プロダクトを顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

③ 準委任及び保守契約に係る収益認識

準委任及び保守契約は、顧客との契約に基づいて契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非

支配株主持分に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、4～10年の定額法により償却を行っております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## III. 追加情報に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)において、収益認識に関する開示(表示および注記事項)が定められました。これにより、当連結会計年度の期首から顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「注記事項(収益認識に関する注記)」に記載しております。なお、2018年3月30日に公表された「収益認識に関する会計基準」等については、2018年12月期の期首から適用しております。

## IV. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 48,854千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類に計上した繰延税金資産は、将来の事業計画から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したのについて認識しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があ

ります。

## 2. のれんの評価について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 405,036千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、セグメント単位を基本に資産をグルーピングしておりますが、情報システムセグメントについては、情報システム事業関連資産、往来技術から譲り受けた事業に関連する資産、シードシステムから譲り受けた事業に関連する資産の3つに資産をグルーピングしており、各連結会計年度において減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候があると判断したのれんについては、将来事業計画に割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失が計上される可能性があります。減損損失の測定に使用する回収可能価額は、同様に将来事業計画を基礎とした将来見積キャッシュ・フロー等に基づき算定しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 収益認識について

請負業務に係る履行義務充足に伴う収益認識

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度売上高 368,163千円 (注)

(注)当連結会計年度末時点で未了のプロジェクトに係る履行義務充足に伴う収益認識額を記載しております。

ロ. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### ①算出方法

売上高の計上は進捗度に基づき測定され、進捗度はプロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。

### ②主要な仮定

進捗度の算出に用いた主要な仮定は、プロジェクト予算における総見積原価であります。総見積原価の決定にあたっては、専門的な知識と経験を有するプロジェクト責任者が請負業務に係る作業工数や外注金額等を見積っております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクトの総見積原価は、各プロジェクトに対する専門的な知識と経験を有するプロジェクト責任者による一定の仮定と判断を伴うものであり、見積

原価総額の変動により、各連結会計年度の売上計上額に重要な影響を与える可能性があります。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	600,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	600,000千円

## VI. 連結損益計算書に関する注記

### 1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 419千円

### 2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

当期製造費用	71,177千円
一般管理費	67,029千円
合計	138,206千円

### 3. 固定資産除却損の内容

工具、器具及び備品 654千円

## VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 7,026,000株

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	21,078	3	2022年 12月31日	2023年 3月31日

### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 107,100株

## VIII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に長期のシステム請負開発を行う際に先に費用の支出が発生し、請負代金の回収が顧客の検収後になるため、これに関する運転資金需要を満たすため、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要



因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	8,673	8,673	—
(2) 長期貸付金	853	840	△12
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金	81,000 △81,000	—	—
(4) 敷金及び保証金	4,963	4,946	△16
資産計	14,489	14,460	△28
(1) 社債（一年内償還予定 の社債を含む）	30,000	30,000	0
(2) 長期借入金（一年内返 済予定の長期借入金を 含む）	475,231	473,994	△1,236
(3) リース債務（一年内返 済予定のリース債務を 含む）	6,067	6,079	12
負債計	511,298	510,075	△1,223

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「契約資産」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払金」については、現金であること、及び概ね短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 3. 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(注) 4. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	796,292	—	—	—
契約資産	304,437	—	—	—
短期貸付金	1,160	—	—	—
長期貸付金	—	853	—	—

敷金及び保証金	—	4,963	—	—
合計	1,101,890	5,816	—	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(注) 5. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	100,200	199,220	53,292	32,519	30,000	60,000
リース債務	1,177	1,216	1,257	1,299	1,116	—
合計	131,377	200,436	54,549	33,818	31,116	60,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産と金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,673	—	—	8,673
資産計	8,673	—	—	8,673

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	840	—	840
破産更生債権等	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	4,946	—	4,946
資産計	—	5,787	—	5,787
社債（一年内償還 予定の社債を含む）	—	30,000	—	30,000
長期借入金（一年 内返済予定の長期 借入金を含む）	—	473,994	—	473,994
リース債務（一年 内返済予定のリース 債務を含む）	—	6,079	—	6,079
負債計	—	510,075	—	510,075

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### (1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### (2) 長期貸付金、(3) 破産更生債権等

長期貸付金の時価については、従業員に対する貸付金であり、従業員貸付制度の貸付利率により算定しております。また、破産更生債権等は、対応する貸倒引当金を控除しており、レベル2の時価に分類しております。

##### (4) 敷金及び保証金

将来返還されない保証金を控除した金額を、国債の利回りの利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 負 債

##### (1) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### (2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース

取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅹ. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、情報システムセグメントについては、さらに契約類型により分解しております。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	情報システム	越境EC	計
請負	1,388,918	—	1,388,918
プロダクト	374,870	—	374,870
準委任及び保守	2,219,263	—	2,219,263
その他	143,540	127,322	270,863
顧客との契約から生じる収益	4,126,593	127,322	4,253,916
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,126,593	127,322	4,253,916

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,108,061

顧客との契約から生じた債権（期末残高）	796, 292
契約資産（期首残高）	117, 969
契約資産（期末残高）	304, 437
契約負債（期首残高）	57, 431
契約負債（期末残高）	72, 170

（注）契約負債は、流動負債の「前受収益」に含まれております。

契約資産は、顧客との請負契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にシステムに係る保守サービス契約を顧客と締結した時点に一括で受領した保守サービス代金のうち、保守期間が経過していない前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,179千円であります。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は、4,634千円であります。

## （2）残存履行義務に配分した取引価格

システムに係る保守サービス契約の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度
1年以内	58, 304
1年超	13, 866
合計	72, 170

## X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	420円46銭
1株当たり当期純利益	21円16銭

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,358,639	流動負債	452,588
現金及び預金	919,051	買掛金	106,773
受取手形	6,895	1年内償還予定の社債	30,000
売掛金	734,866	1年内返済予定の長期借入金	100,200
契約資産	304,437	リース債務	1,177
商品及び製品	7,634	未払金	24,186
仕掛品	58,557	未払費用	15,699
原材料及び貯蔵品	483	未払法人税等	33,781
前渡金	162,197	未払消費税等	29,311
前払費用	50,781	前受金	1,265
短期貸付金	51,160	前受収益	58,304
その他	62,573	預り金	15,355
固定資産	1,210,298	賞与引当金	27,027
有形固定資産	76,504	受注損失引当金	6,202
建築物	35,587	その他	3,303
構築物	560	固定負債	547,583
工具、器具及び備品	166,357	長期借入金	375,031
減価償却累計額	△125,999	リース債務	4,889
無形固定資産	70,013	退職給付引当金	153,796
のれん	70,013	その他	13,866
投資その他の資産	1,063,779	負債合計	1,000,172
投資有価証券	8,673	純資産の部	
関係会社出資金	625,475	株主資本	2,568,746
破産更生債権等	81,000	資本金	631,965
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	853	資本剰余金	1,103,443
関係会社長期貸付金	400,000	資本準備金	1,090,257
長期前払費用	40,362	その他資本剰余金	13,186
繰延税金資産	47,616	利益剰余金	833,337
敷金及び保証金	17,034	その他利益剰余金	833,337
その他	5,040	繰越利益剰余金	833,337
貸倒引当金	△162,275	評価・換算差額等	471
繰延資産	452	その他有価証券評価差額金	471
社債発行費	452	純資産合計	2,569,217
資産合計	3,569,389	負債・純資産合計	3,569,389

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,121,613
売上原価		3,173,677
売上総利益		947,936
販売費及び一般管理費		768,246
営業利益		179,690
営業外収益		
受取利息	7,560	
補助金収入	1,196	
為替差益	2,108	
その他	70	10,935
営業外費用		
支払利息	6,332	
社債発行費償却	2,018	
上場関連費用	9,359	
その他	413	18,124
経常利益		172,500
特別利益		
リース解約益	485	485
特別損失		
役員退職功労金	19,200	
関係会社貸倒引当金繰入額	51,509	
固定資産除却損	0	70,709
税引前当期純利益		102,277
法人税、住民税及び事業税	20,807	
法人税等調整額	37,885	58,692
当期純利益		43,584

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当 期 首 残 高	425,495	883,787	13,186	896,973	789,752	789,752	2,112,222
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					43,584	43,584	43,584
新 株 の 発 行	206,469	206,469		206,469			412,939
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	206,469	206,469	—	206,469	43,584	43,584	456,523
当 期 末 残 高	631,965	1,090,257	13,186	1,103,443	833,337	833,337	2,568,746

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	—	—	2,112,222
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			43,584
新 株 の 発 行			412,939
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	471	471	471
当 期 変 動 額 合 計	471	471	456,995
当 期 末 残 高	471	471	2,569,217

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### a. 商品・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### b. 製品・仕掛品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額資産については、法人税法の規定に基づく3年の均等償却を行っております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～47年
工具器具備品	3～10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア	3～5年
の れ ん	4～10年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (2) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (4) 受注損失引当金

ソフトウェア請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失発生見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### ① 請負契約に係る収益認識

顧客との請負契約に基づいて目的物を引き渡す義務を負っています。当該履行義務は原則として一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積もり方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約の内容がシステム基本設計書作成業務又はプログラム作成業務である場合において、当該契約が他の契約と結合されない場合は、一時点で充足される履行義務として、顧客検収時に収益を認識しております。

#### ② プロダクト販売に係る収益認識

プロダクト販売契約は、顧客との契約に基づいてプロダクトを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は一時点で充足される履行義務と判断し、

プロダクトを顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

③ 準委任及び保守契約に係る収益認識

準委任及び保守契約は、顧客との契約に基づいて契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債償還までの期間を定額法で償却しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## III. 追加情報に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)において、収益認識に関する開示(表示および注記事項)が定められました。これにより、当事業年度の期首から顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「注記事項(収益認識に関する注記)」に記載しております。なお、2018年3月30日に公表された「収益認識に関する会計基準」等については、2018年12月期の期首から適用しております。

## IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

47,616千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

計算書類に計上した繰延税金資産は、将来の事業計画から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したもののついて認識しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 2. のれんの評価について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 70,013千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各事業年度において減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候があると判断したのれんについては、将来事業計画に割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失が計上される可能性があります。減損損失の測定に使用する回収可能価額は、同様に将来事業計画を基礎とした将来見積キャッシュ・フロー等に基づき算定しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## VI. 貸借対照表に関する注記

### 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	230,613千円
長期金銭債権	400,934千円
短期金銭債務	1,260千円

## VII. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高等	906,471千円
営業取引以外の取引高	7,512千円

## VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	25,410 千円
退職給付に係る負債	47,092 "
賞与引当金	8,275 "
受注損失引当金	1,899 "
関係会社出資金評価損	17,080 "
投資有価証券評価損	826 "
資産除去債務	2,192 "
未払事業税	4,921 "
貸倒引当金	49,688 "
資産調整勘定	2,602 "
その他	2,820 "
繰延税金資産小計	162,810 千円
評価性引当額小計	△114,986 千円
繰延税金資産合計	47,824 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	208 千円
繰延税金負債合計	208 千円
繰延税金資産純額	47,616 千円

## X. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	方株(武漢) 科技有限公司	所有 直接100%	当社が販売する商品に関するソフトウェアの開発	製造原価 (外注費)	869,106	前渡金	162,197
			不動産購入のため	貸付金の返済	50,000	関係会社 長期貸付金 短期貸付金	300,000 50,000
子会社	24ABC株式会社	所有 直接51%	運営に対する貸付	資金の貸付	65,000	関係会社 長期貸付金	100,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格等につきましては一般の取引条件と同様に決定しております。

## XI. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## XII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	365円67銭
1株当たり当期純利益	6円85銭

## XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XIV. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

**独立監査人の監査報告書**

2023年2月22日

HOUSE I 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 哲 印

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HOUSE I 株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HOUSE I 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

HOUSE I 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 印  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HOUSE I 株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

HOUSEI株式会社 監査役会

常勤監査役	松村晶信	㊟
監査役	井上隆司	㊟
監査役	分部悠介	㊟

以上

会 場

## 当社本社 8階会議室

東京都新宿区津久戸町1番8号 神楽坂AKビル



最 寄 駅

JR中央・総武線（各駅停車）飯田橋駅西口より徒歩約7分  
東京メトロ東西線、有楽町線、南北線、  
都営地下鉄大江戸線飯田橋駅B4a出口より徒歩約3分

○駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。